

福祉文教常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成28年5月18日 午前11時45分 開会 午前11時53分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	二宮加寿子委員長 三澤龍夫副委員長 坂田よう子委員 竹内恵美子委員 関威國委員 清田文雄委員 柴崎茂委員 吉川重雄議長
4 傍聴議員	奥津勝子議員 玉虫志保実議員 片野哲生議員 鈴木京子議員 渡辺順子議員
5 説明員	中崎町長 栗原副町長 森田参事（地域総合戦略担当） 瀬戸子育て支援課長 柳田副課長兼子育て支援係長 大槻総務課長
6 職務のため出席した職員	局長 増尾 克治 書記 波多野昭雄
7 協議等の事項	(1) 大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (2) その他
8 その他	一般傍聴 なし

(午前 11 時 45 分) 開会

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 皆さん、おはようございます。

定刻に御参集いただき、御苦労さまです。ただいまの出席委員は7名全員です。

それでは、これより福祉文教常任委員会協議会を開会いたします。

お諮りいたします。

ただいまのところ一般傍聴の希望はありませんが、希望があった場合これを許可したいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 それでは、初めに町側から、あいさつをお願いいたします。

○町長【中崎久雄君】 こんにちは。福祉文教常任委員会の協議会、開催いただき、ありがとうございます。本日議題としていただきますのは、お手元資料でございます、条例の一部改正でありまして、「大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」でありますので、どうぞよろしくお願ひします。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 直ちに本日の会議に入ります。会議次第は、お手元に配付したとおりです。

本日は議題が1件ありますので、よろしくお願ひいたします。

---

議題(1) 大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例について

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 それでは、議題の(1)「大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

送付されております資料に基づき、担当課から、説明をお願いいたします。

○子育て支援副課長兼子育て支援係長【柳田美千代君】 子育て支援課の柳田です。

「大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 説明が長いようであれば、座って説明をお願いいたします。

○子育て支援副課長兼子育て支援係長【柳田美千代君】 失礼して着席して説明させていただきます。

このたびの改正につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が公布され、国の放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、関連条例の規定の改正を行うもので、6月議会に議案として上程する予定であります。

それでは、資料の1ページ目をごらんください。改正する条例の概要であります。

初めに、1「改正概要」といたしましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員、いわゆる学童保育の支援員にあたります、こちらの資格要件に義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるため、条例の一部改正を行うものです。

次に、2「改正内容」につきましては、町の条例第11条に、放課後児童支援員の資格要件を規定しておりますが、条例第11条第3項第4号に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を追加するものであります。

次に、3「施行期日」につきましては、公布の日から施行とさせていただきます。資料を1枚おめくりください。

2ページ目から8ページ目までは、このたび、制度改正を行います、「大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の現行条文であります。

4ページ目に第11条の職員の規定がございます。

隣のページ、5ページ目になりますが、上から5行目に(4)「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」と規定されております。今回の一部改正では、こちらの条文に「義務教育学校」を加え、その資格を有する者を追加するものであります。

次に、「学校教育法等の一部を改正する法律案の概要」について御説明いたします。資料の最後から3枚目のページですが、参考資料1としまして、資料を添付しております。今回の学校教育法等の改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする、義務教育学校の制度を創設するものです。

参考資料の1「法案の概要」の(1)「小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化」

の表の4点目、教職員関係のところですが、二つ目の四角のところ、「小学校と中学校の免許状の併有を原則」とあります。義務教育学校の教員は、小学校と中学校の免許状を併有していることが原則とされておりますが、このことによる学童支援員の配置に影響を与えるものではございません。

続きまして、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を、参考資料の2として添付させていただきました。資料の最後から2枚目のところに添付させていただきます。参考資料2の2ページ目の中段ほどに、第10条としまして「職員」の規定がございます。2ページ目の、下から11行目の第10条第3項第4号に、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」という形で、既に国の基準につきましては、一部改正がされております。大磯町におきましても、この6月議会に、この国の基準と同じくなるよう、条例の規定を改正する議案を上程させていただきます。

説明は以上になります。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 はい、ありがとうございます。

本議題は、6月議会定例会へ提出が予定されておりますが、特に質疑のある方は挙手を願います。

坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 確認だけさせてください。改正内容の「義務教育学校の教諭」とは、ということにつきましては、参考資料にあります、小学校と中学校、両方の免許を有した者を、義務教育学校の教諭ということで、解釈をしてよろしいかお聞かせください。確認です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 はい、担当課。

○子育て支援課長【瀬戸克彦君】 子育て支援課・瀬戸です。

議員のおっしゃるとおりで、義務教育学校の教諭につきましては、小学校と中学校、両方の免許を有する方のことを言う形になっております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 今回の一部改正は、その部分だけであって、ほか、何か放課後健全事業の、題目と言いますか、条例名が「設備及び運営に関する基準」

ということになってますので、その辺に関しては、今回は何もなく、あくまでも、この義務教育学校の教諭ということが、資格条件の一つとして、追加されるというか、入ってくるという、その改正1点であるということによろしいか確認させてください。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課。

○子育て支援課長【瀬戸克彦君】 子育て支援課・瀬戸です。

確かに条例のほうにつきましては、設備及び運営となっておりますけども、今回、設備及び運営の部分に関するところでの大きな変更はございません。今回は、あくまでもその資格要件のところを追加しただけの条例改正となっております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 よろしいですか。ほかに、ありませんか。質疑を終了いたします。

---

#### 議題（2）その他

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 次に、（2）「その他」として、委員から特に意見がなければ、これをもちまして福祉文教常任委員会協議会を閉会といたします。本日は御苦労さまでした。

（午前11時53分） 閉会

---

---